**情報技術者キャリアデザイン入門・第６週**

それでは「情報技術者キャリアデザイン入門」第6週の授業を始めたいと思います。今日は「ITパスポート試験入門」のうち、「企業活動と法務」の演習を行います。先週の授業で、企業活動と法務に関する内容について学び、授業ビデオも皆さんに見てもらいました。

この回では、企業会計や知的財産、法律といったトピックを扱っています。理工学部の学生にとっては、これらはあまり馴染みのない内容だったかもしれません。

しかし、これから就職活動に入っていく上で、企業会計や財務分析の知識は非常に重要です。また、経済学部の学生には比較的馴染みのある内容かもしれませんが、知的財産や法律といった話題については、多くの人にとってあまり身近ではないでしょう。

それでも、今後は法律の知識も重要になってきます。IT業界でも法律を知っているかどうか、企業会計を理解しているかどうかが、非常に大きな意味を持ちます。この機会にしっかりと学んでおいてほしいと思います。

今週は「企業活動と法務」の演習として、第6週用に用意した50問の問題に取り組んでもらいます。これは練習問題なので、教科書を見ながら解いても構いません。また、何度でも受験可能です。来週には本番となる「総合演習」がありますので、それに備えてしっかり練習してください。この授業時間中に、少なくとも1回は演習に取り組んでください。

前回、特許の話をしましたので、その具体例を紹介します。特許、実用新案、意匠、商標などの出願情報は、特許情報プラットフォームに登録されます。

この特許情報プラットフォームでは、簡易検索や詳細検索が可能です。実際に特許を検索してみましょう。たとえば、生成AIのような最新技術に関する特許を検索すると、特許や実用新案が15件、商標が30件ヒットします。

たとえば、ある特許では、消費者が安心して車両整備サービスを選べるようにする動画編集システムについて述べられています。この特許は「特許有効」となっており、権利が成立しています。発明者や特許権者の情報も掲載されています。この技術は見ることはできますが、使用するには特許権者の許諾が必要です。

この特許では、生成AIを用いた新しい技術が活用されています。特許における技術の権利範囲は「請求の範囲」に詳しく書かれており、具体的な技術内容も「詳細な説明」に記載されています。

特許を出願すると、その内容は社会に公開される仕組みになっています。別の特許例では「審査請求前公開」として出願のみが行われており、まだ権利は成立していません。特許は、出願後に審査請求を行い、それが認められて初めて権利が成立します。

このように出願だけがされていても、公開されていれば、他者が同じ技術を出願しても後発扱いになり、権利は取得できません。競合に特許を取られないために、先に出願だけしておくという戦略もあります。

また、出願された情報や、審査請求前のものも含めて、特許広報として特許情報プラットフォームに公開されます。意匠や商標についても同様の仕組みです。

たとえば、「生成AIビジネス検定協会」や「生成AIパスポート」など、生成AIを含む商標も出願されています。登録済みのものや、出願・審査中のものが一目で確認できます。

特許や実用新案は、国家が権利を保護する代わりに技術を公開する制度です。技術の公開により、他社が勝手に使うことはできませんが、そこから新たな技術や改善案を生み出すことは奨励されており、歓迎されます。

通常、特許技術を使うには特許権者にロイヤリティを支払って許諾を得る必要があります。しかし、学術目的であれば他社の特許でも無料で使用できます。つまり、商用利用でなければ問題ないということです。

卒業研究などでも、特許技術を調べて良いアイデアを見つけた場合、それを使っても無料で問題ありません。こうした知識を持っておくことは有益です。

以上で今日の説明は終わりです。これから第6週の演習に取り組んでください。教科書を見ながら、何度でも受験して構いませんが、この授業時間中に少なくとも1回は受けるようにしてください。それでは、よろしくお願いします。